

残暑がまだまだ続きますが、体調にお気をつけお過ごしください。  
 <7日 白露, 9日 重陽, 16日 敬老の日, 23日 秋分の日>

## 1. September ご案内 改正情報

①日本年金機構からの定時決定の「決定通知書」に基づき、今月(通常は10月支払給与)から新標準報酬月額等の等級に変更します。また、厚生年金保険料の料率に変更されますので、等級変更のない人も含めて設定変更して下さい。9月(10月の支払給与)から1年間、**厚生年金保険料[一般]の料率は17.12%(85.6/1000 労使各負担分)**です。厚生年金保険料率は毎年9月に0.354%ずつ、アップ。**平成29年9月以降は18.3%で固定**

**重要!** ※「社会保険の月額変更届」で「**7月変更・8月変更**」のあった人は、その変更後の等級が来年8月まで続きますのでご注意ください。  
 ⇒(定時決定通知書で再度変更しないでください。



②企業の海外派遣者や中小企業事業主、自営業の「一人親方」などが**労災保険に特別に任意加入できる特別加入制度**について、保険給付額の算定基礎となる給付基礎日額の選択幅が9月から拡大されます。従来は、3500円から2万円までの13区分から選択することとされていたのに加え、9月からは「22,000円」「24,000円」「25,000円」も選択可能となります。

なお、すべての区分が選択可能となるのは新規加入者に限られ、すでに特別加入している人が新区分の選択(給付基礎日額の変更)を希望する場合は年度末(平成26年3月18日~3月31日)または労働保険の年度更新期間(平成26年6月1日~7月10日)に手続きを行うこととなります。保険料額は年間で・・・日額×365日×業種ごとの労災保険料率

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/130807-1.pdf>

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知) / 1000**、**介護保険 7.75 / 1000**  
**厚生年金保険 85.6 / 1000**    **雇用保険 5 / 1000** (建設業 6 / 1000)

## 2. 名言名句

### 「任運自在」(にんぬんじざい) 禅語

「流れに身を任せ、その巡りあわせを味わう。どんなことが起きても飄々と生きる。」  
 曹洞宗徳雄山建功寺住職であり、多摩美大教授の**柘野俊明(ますのしゅんみょう)**氏が書いた本の「怒らない禅の作法」(10万部突破)からです。日常の中で怒りが起きた時、この本に書かれていることを実践すれば人生が変わる・・・と、思います。

## 3. 法律ワンポイント トピックス

### ブラック企業の実態調査が9月から始まる

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し重点的な監督指導を実施…厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受け、**9月を「過重労働重点監督月間」と**定めて集中的に監督指導を行うこととしました。

この期間中に、36 協定を上回る時間外労働や賃金不払い残業などの法令違反、長時間労働者に対する医師の面接指導の実施などを重点確認事項とし、労基署やハローワークなどへの通報情報などを基に、**極端に離職率が高いなど若者の使い捨てが疑われる企業等に対して重点的な監督指導を行う**こととして約 4,000 社が対象となる見込みです。この監督指導の結果、是正が図られない場合は当面ハローワークの職業紹介対象から除外するほか、重大な法違反が確認された場合は送検・公表の対象とします。

これらの取り組みに併せて、9 月 1 日(日)に若者の「使い捨て」等が疑われる企業等に関する電話相談を実施されたほか、厚生労働省ホームページの労働関係情報メール窓口でも相談・情報の受付を行います。

#### 4. 統計・情報

① 文部科学省が公表した 2013 年度の学校基本調査によると、今春の大卒者のうち、「正規の職員等でない」「一時的な仕事に就いた」「進学も就職もしていない」を合わせた「**安定的な雇用に就いていない人**」が 11 万 5,564 人にのぼり、**20.7%**を占めている。(8 月 7 日)

② 政府は、**国民年金保険料の納付率**を引き上げるため、すべての滞納者に督促を実施することなどを盛り込んだ改革案を明らかにした。また、**納付期限後すぐに滞納金を課す方針**。保険料と税金を一元的に徴収する「歳入庁」の設置については見送ることとなった。(8 月 8 日)

③ 厚生労働省の研究会は、労働者派遣制度について、**業務ごとに設定している派遣期間の上限(3年)規制を撤廃**し、派遣元と無期契約を締結した労働者については期間の制限なく働き続けられる案などを盛り込んだ報告書を公表した。来年の通常国会で労働者派遣法の改正案を提出する見込み。(8 月 7 日)

④ 「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」結果、**社会保険が適用拡大された場合、半数以上の事業所が短時間労働者の雇用管理などを見直す**と回答し、その内容について、「要件にできるだけ該当しないよう労働時間を短くする」「人材を厳選し雇用数を抑制する」がどちらも 30%台を占めた。一方、**短時間労働者の方は 6 割超が働き方を「変えると思う」と回答している。**

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2013/114.htm>

④ 政府が、大企業で年収 800 万円を超える社員を対象に、「1 日 8 時間・週 40 時間」の労働時間規制にあてはまらない新たな勤務制度(**ホワイトカラー・エグゼンプション**)の実験的導入を検討していることがわかった。2014 年度から一部企業での導入を目指し、秋の臨時国会に提出予定の「産業競争力強化法案」に制度変更を可能とする仕組みを盛り込む考え。(8 月 14 日)



HRM Tanaka Human Resources Management

お奨めの「天然のプラネタリウム」

「ヘブンスそのはら」・・・名古屋方面から中央道恵那山トンネルを抜けてすぐ、園原インターから5分の、スキー場ですが、スキーシーズン以外の夏秋には、日中「花の楽園」を楽しめます。子どもたちと小さい頃からスキーでよく行きましたし、秋にはコスモスを「ゴンドラで 1400m 上がり」楽しんだことがあります。

この地区、屋神温泉のある阿智村が「**日本一星が最も輝いて見える場所**」としても環境省から認定されたことあるのですが、今年から「**天空の楽園**」として夜にゴンドラを動かし、**明かりを消しての星空を楽しめる**ようになりました。それで 8 月 13 日に行ってきました(前日はペルセウス座流星群がピーク)。寝転んで鑑賞するのですが、ゲレンデ内の消灯 20:30 直後になんと、「ゆっくりと**流れ☆**が！」集まった大勢の人が、その流れ星に歓声をあげました。「**これぞ流れ星!**」こんなにキレイに、はっきり・じっくり見えたのは初めてでした。その後も3個の流れ星を見られて感激でした。消灯 40 分間、レーザーポインターを使って星空解説(2人の掛け合い説明が上手!)があり、久しぶりに星を眺めて堪能できました。途中少し雲も出ましたが、全般天気も良く(頂上に上がっても見られない場合もあるようで)運が良かったです。今年もう1回行きたいと思っています。行かれる方は、敷物と長袖(秋は冬支度)が必需です。7 月 27 日(土)~9 月 23 日(祝/月)、10 月 5 日(土)~11 月 4 日(祝/月)の毎日開催 (S)

<http://mt-heavens.com/>